

令和5年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出）

合計1件（条例議案1件）

《条例議案》

議案第92号 さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例及びさいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・子ども未来局幼児未来部幼児政策課）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 自動車による送迎に当たっての安全管理の徹底
 - (1) 認定こども園は、園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を確認しなければならないこととするもの。
 - (2) 認定こども園は、園児の通園を目的とした自動車を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備え、園児の降車の際は、これを用いて所在の確認を行わなければならないこととするもの。
- 2 業務継続に向けた取組の強化
 - ・ 感染症や災害が発生した場合であっても、園児に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練の実施等に努めなくてはならないこととするため、さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「児童福祉施設運営基準条例」という。）の規定を準用するもの。
- 3 他の学校又は社会福祉施設を併設している場合における職員等の基準の見直し
 - ・ 認定こども園における保育に支障が生じない場合に限り、保育に直接従事する職員についても併設する他の学校又は社会福祉施設との兼務を可能とすること等とするため、児童福祉施設運営基準条例の規定を準用するもの。
- 4 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例
 - ・ 認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する職員等について、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師をもって代えることができることとするもの。
- 5 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除
 - ・ 児童福祉法が改正され、同法において、児童福祉施設の長に対する児童の人格を尊重する義務及び体罰等の禁止が規定されたため、規定を削るもの。

（施行期日） 令和5年4月1日（5については、公布の日）